

子育て家庭等 家事サポーター派遣事業

子育て家庭等家事サポーター派遣事業とは、日常の家事支援や外出時の補助を行うことにより、妊娠・子育てに伴う身体的、精神的負担等を軽減し、安心して子育てができるよう、家事サポーターの派遣費用を助成し、家事をお手伝いする制度です。



対象

- ☒ 葛飾区内在住 + ☒ 妊婦の方がいる家庭
または
☒ 3歳未満の子どもを育てる家庭

2025年度のみ、
2025年4月1日から
2026年3月31日までの間
に3歳になる子どもも
対象となります！！
(有効期限は一律
2026年3月31日まで)

利用 料金

無料 (交通費・キャンセル料は除く)

※2025年9月1日ご利用分より、1時間あたり300円の利用料金が無償化されました。
※家事サポーターがご自宅へ訪問する際の交通費やキャンセル料がかかった場合は、別途利用者にご負担いただきます。

提供サ ービス 例

日常の家事の範囲内で家事支援を行います

- 日常的な食事の支度
- 衣類の洗濯(干す、取り込み、畳む等)
- 居室の一般的な掃除(掃除機をかける、拭き掃除)及び整理整頓
- 水回りの掃除(お風呂・トイレ・キッチンなど)
- 徒歩圏内のスーパーなどでの買い物 ● 健診等の付添い など

※ 提供サービス内容に育児は含まれません。

(事業者によっては、保護者同意のもと簡単な赤ちゃんのお世話(赤ちゃんをあやす等)が可能な場合がございます。詳しくは各事業者にお問い合わせください。また、その際に起きた事故に関して、区は一切の責任を負いかねますので、予めご承知おください。)

申請窓口

子育て支援部子育て応援課 電子申請も可能です。詳細は裏ページをご覧ください。

住所：〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

窓口：葛飾区役所4階401子育て支援窓口

(窓口受付は土日祝を除く8:30~17:00まで)

詳細は区のホームページから
ご確認ください。



お問合せ

子育て家庭等家事サポーター派遣事業専用電話

☎0120-350-472

利用者からの声

- 近くに頼れる身内もないため、精神的にかなり助けられました。親身になってまるで母のようにお手伝いをして下さって、涙が出る思いでした。もっと早くに使っていればよかったと思いました。
- 家事の負担が軽減されて大変助かりました。精神的にも肉体的にも余裕ができ、子どもとの時間が増えて、目一杯遊んであげられるようになり嬉しいです。



子育て家庭等家事サポーター派遣事業

利用可能日時

事業者によって、利用可能日時が異なります。
詳細につきましては、各事業者へお問い合わせください。

最新の派遣事業者は
区のホームページを
ご覧ください。



利用上限時間

多胎児世帯（ふたごの場合）

- 多胎妊婦～0歳 240時間
(親子(母子)健康手帳取得時から1歳の誕生日前日まで)
 - 1歳 192時間
(2歳の誕生日前日まで)
 - 2歳 192時間
(3歳の誕生日前日まで)
- ※みつご以上の場合
子ども一人当たり96時間×人数となります。

多胎児世帯以外

- 妊婦～0歳 妊婦又は子ども一人当たり96時間
(親子(母子)健康手帳取得時から1歳の誕生日前日まで)
 - 1歳 子ども一人当たり96時間
(2歳の誕生日前日まで)
 - 2歳 子ども一人当たり96時間
(3歳の誕生日前日まで)
- 2025年4月1日～2026年3月31日に
3歳になる子ども(※) 一人当たり96時間
(2026年3月31日まで)

○利用上限時間については、対象のお子さんが誕生日を迎える前日まで(※は2026年3月31日まで)利用できる時間数です。

利用までの流れ

①申請

電子申請または所定の申請書を区役所4階子育て応援課へ持参または郵送してください。
※妊婦の方は、親子健康手帳(母子健康手帳)の写しをご提出ください。

②決定

申請内容を審査後、ご自宅宛てに「派遣決定通知書」「利用券」を送付します。

③申込

利用を希望する1週間(5営業日)前までに、事業者へ連絡しご調整ください。
※事業者によって、申込方法が異なりますのでご注意ください。

④利用

利用日が利用券の派遣期間(有効期限)内であることを事前にご確認ください。サービス利用日に「派遣決定通知書」を家事サポーターにお見せください。「利用券」を派遣された家事サポーターにお渡しください。「利用者負担額(交通費・キャンセル料等)」は事業者によって支払い方法が異なります。詳しくは事業者にご確認をお願いいたします。

電子申請が便利です！



←3歳未満
養育世帯向け



←妊婦向け

サービスの利用にあたって

- 本事業は、葛飾区が利用料を補助することで、葛飾区と協定を締結した民間事業者の家事サービスを負担なくご利用いただけるものです。そのため、事業者によっては提供できるサービスが限られる場合がございます。
- 事業者によって、家事サポーターの確保ができない日時がございます。
詳細につきましては、ご利用申し込みの際に各事業者へお問い合わせください。
- 派遣される家事サポーターはベビーシッター等の資格を要件としておりませんので、あくまでも家事援助のサービスを提供することとなります。(ベビーシッターの利用については、別事業にてご利用可能です。別途お手続きが必要となりますので、ホームページをご確認ください。)
- 家事サポーターの支援は、保護者及び対象の乳幼児の方が在宅していることが必要です。
テレワークや内職等、自宅での就労は「在宅」とはなりませんのでご注意ください。
(妊婦の場合は、妊婦の方が在宅している場合に限りです。)
- 家事サポーターがお宅に訪問させていただく際に、交通費がかかる場合は利用者の負担となります。
- 利用のキャンセルの取扱いについては、事業者によって異なります。必ず事業者にご確認してから利用の申し込みをお願いいたします。
- 必ず利用券の派遣期間(有効期限)を確認のうえ、ご利用ください。
派遣期間(有効期限)外の利用の場合、助成が受けられませんのでご注意ください。
⇒派遣期間(有効期限)は利用券と一緒に送付された決定通知書に記載されています。
- 本事業のご利用にあたり、一定のマナー(無断キャンセル・過度な要求は慎む等)はお守りいただきますようお願いいたします。

ベビーシッター利用
支援事業については
こちらをご覧ください。

